

国際意匠分類の改正をめぐる検討経緯

(1) ロカルノ国際意匠分類改正をめぐる検討の背景

ロカルノ国際意匠分類の改正は、ロゴ等に関するクラス 32 の新設及びクラス 99 の削除を行った 2009 年 1 月のマイナー改正(第 9 版の発行)以来行われていない。しかし、現在のロカルノ国際意匠分類は、近年、技術的発展に伴って新たな形状を備えた製品が多数生まれている状況にあるにも関わらず、専ら物品の用途の観点に基づき構成されており、形態的観点による分類肢がないため効率的なサーチを行うことが難しく、特に実体審査国にとっては利用可能性の低いものとされている。この問題については、2007 年に開催された「WIPO 国際意匠分類に関する第 10 回専門家委員会会合」においても、各国、特に多くの実体審査国から指摘されたところでもあった。そこで、ロカルノ協定加盟国及び非加盟国が協同して、国際意匠分類をより一層効果的な検索のためのツールとして機能させるための抜本的改正について、本格的な検討を行うこととなった。

(2) ロカルノ国際意匠分類改正をめぐる検討の経緯

2007 年 10 月 WIPO 国際意匠分類に関する第 10 回専門家委員会会合

国際意匠分類の抜本的改正に向けた議論開始

2008 年 6 月 国際意匠分類アドホック作業部会

各国より新たな改正分類案を提示

2009 年 3 月 国際意匠分類試験的作業部会¹

2009 年 10 月 国際意匠分類試験的作業部会

2010 年 11 月 国際意匠分類試験的作業部会

(3) 現在検討中のロカルノ国際意匠分類改正案の概要²

(i) 国際意匠分類のクラスに対応したクラスごとに、形態的特徴に基づくインデックスを創設

現行国際意匠分類の各クラスに対応したクラスごとに、視覚的特徴によって区分されるインデックスグループ(製品グループ)を設け、更に各インデックスグループ内に、外観的特徴を表す記号及びインデックススターを設置することが提案され、国際意匠分類試験的作業部会において検討されている。

¹ 国際意匠分類アドホック作業部会の下に置かれた試験的作業部会。特に、工業意匠を視覚的特徴に基づきインデックスするためのシステムの可能性について検討し、アドホック作業部会への提言を行うことを目的とする。

² WIPO の電子フォーラム (<http://www.wipo.int/nef/>)において開示された資料より

<改正案(クラス別の形態的特徴に基づくインデックス案)の例(一部抜粋)>

クラス 09(商品の輸送または処理のためのパッケージ及び包装用容器)

09-01 ボトル、携帯用瓶、ポット、箱入り大型ガラス瓶、細首大瓶及び噴霧器

付き容器

09-01-01 両側部が内側に窪んだもの

09-01-02 両側部が膨張、隆起、または曲線的なもの

09-01-03 細長いもの

:

09-02 貯蔵缶、ドラム缶及び樽

09-03 箱、ケース、容器、(保存)缶詰の缶又は蓋付きの缶

09-03-01 切断器付

09-03-02 プルタブタイプのオープナー付

09-03-03 トレイタイプ

:

09-100 クラス9内の複数のサブクラスに共通の特徴

09-101 ハンガー、ハンドルまたはグリップ付

09-102 ディスプレイまたはハンガーパネル付

09-103 表面または／及び下部のレリーフ

:

(ii) 全クラス共通の普遍的形態インデックスを創設

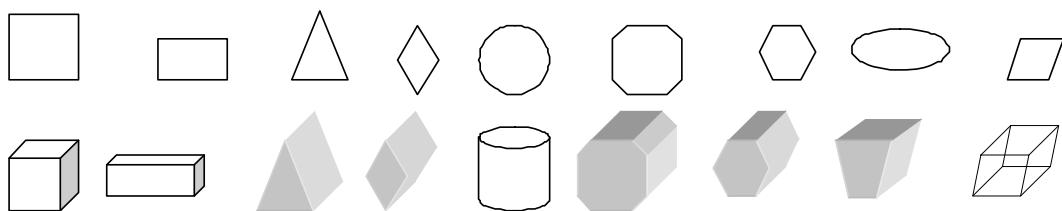
物品分野を問わず普遍的に見出される形態的特徴に基づくカテゴリーを、全クラスに適用可能な普遍的形態インデックスとして創設することが提案され、国際意匠分類試験的作業部会において検討されている。

<改正案(普遍的形態インデックス案)の例(一部抜粋)>

W 形状及び／又は装飾のカテゴリー

このカテゴリーは形状にのみ、又は装飾にのみ、もしくは形状と装飾の両方に適用できる。また、このカテゴリーは製品の一部に対しても適用できる。

WA 通常の幾何学的形状(立体的形状を含む)



WR テキスタイル/皮/ヘアーパターン



Y 色のカテゴリー

YA 1色

YB 2色

YC 3色以上

YD 透明

<インデックスシステムの基本的構造、機能>

- ・インデックスシステムは、国際意匠分類を補完するシステムとして機能する。
(国際意匠分類は機能的観点、インデックスシステムは形態的観点から構成される)
- ・インデックスシステムは、①各クラス内で共通的に見出される形態的特徴のインデックスと、②全クラスに普遍的に見出される形態的特徴のインデックスから構成される。
- ・インデックスシステムのクラス及びインデックスグループの構成、構造、用語は、国際意匠分類に極力類似させることとする。
- ・インデックスシステムは非階層的とする(1つの製品に、複数のクラスのインデックスに対応する形態的特徴が備わっている場合、それら全てのインデックスを適用可能とする。)。

(4) 国際意匠分類の改正に対する各国の見解

国際意匠分類の改正に対する各国の見解³としては、審査において効率的なサーチを可能とする為に、国際意匠分類の改正が必要という点では一致している。また、具体的な改正の方向性として、国際意匠分類の補完システムとして形態的観点に基づくインデックスシステムを設けることについて概ね賛同している。ただし、米国等の一部の国はその利用可能性に否定的な見解を示している状況となっている。

³WIPOのウェブサイト(<http://www.wipo.int/classifications/locarno/en/meetings.html>及び電子フォーラム(<http://www.wipo.int/nef/>)において開示された資料より